

浦野家通信

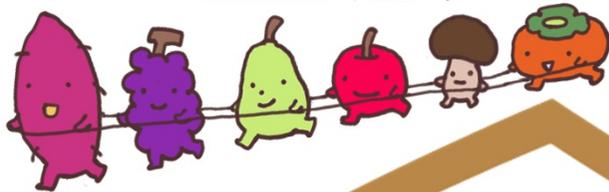


〒550-0012
 大阪市西区立売堀1-9-10
 HOWAビル701号
 TEL 06-6536-7560
 浦野会計事務所
 第73号
 発行人：所員一同

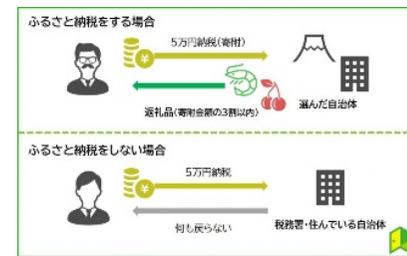
料金別納
 郵便

「ふるさと納税はお得って本当？」「一体どういう仕組みなの？」そんな疑問を持っている方もいるのではないのでしょうか。12月も近づいてきましたので今年度分について一度検討してみてもいかがでしょうか。

早いもので今年も衣替えの季節となりましたが日中はまだまだ暑い日が続いております。季節の変わり目に体調崩さないようお気を付けてください。



ふるさと納税は好きな自治体に「寄付」とすると、お礼として、地域の特産品や名産品が「返礼品」として自治体から送られてきます。もらえるものは金額や地域に合わせてさまざまです。ただし、返礼品は義務というわけではないので、災地支援などの寄付の場合はお礼がない自治体もあります。



ふるさと納税がお得だと言われるのは、寄付したお金が税金から控除されるということにもあります。例えば6万円を寄附して「ワンストップ特例制度」を活用した方は翌年6月から1年間かけて住民税から自己負担額2,000円を除く58,000円が本来納める税金から引かれることとなります。

11日 (火)
 ・9月分源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付

31日 (月)
 ・8月決算法人の申告と納税
 ・2月決算法人中間申告と納税
 ・2月5月11月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
 ・9月分社会保険料の納付

★10月分から雇用保険料の料率が変わりますのでご注意ください★
 3/1000 ⇒ 5/1000

一方でお得な体験をするためには、いくつか注意しなければならない点もあります。

①自分が住む自治体に寄付をしても、お礼の品はもらえない

ふるさと納税を自分の住む自治体に行う場合は「返礼品を希望しない」形で寄付を行うこととなります。

②控除額には限度がある

控除上限額は、納めている税金の金額によって異なり、寄付を行う方の家族構成や年収(所得)や、受けている税金控除の金額によって決まります。手軽にできる控除の限度額を計算してくれる「計算シミュレーションツール」を使うのがおすすめです。

③税金控除のための申請が必要

右の表で確定申告が必要かどうか確認ください。



令和5年以降の入居に関する 住宅ローン控除の手続きの変更

令和4年度税制改正により、令和6年以降に行うか確定申告と年末調整における住宅ローン控除に関する手続きの改正が行われました。対象となるのは**令和5年以降の入居からの適用**となります。本年の年末調整には直接影響はありませんが、改正点について見ていきたいと思います。

改正のポイント

① 残高証明書の提出不要

今まで年末調整や確定申告で住宅ローン控除の適用を受けるためには金融機関から発行される借入金の残高証明書の提出が必要でしたが令和6年以降に行う確定申告や年末調整については残高証明書が金融機関から直接税務署に送付されるため、納税者側では提出が不要となります。

② 住宅ローン控除証明書の交付形式の変更

住宅ローン控除証明書とは、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けようとする場合に会社に提出するものだが、現行の制度では、控除年分が2年目に一括で交付されていたが改正後では、借入金の年末残高が記載された控除証明書が毎年交付されることとなります。紛失などのリスクも下がりそうですね。

上記のような改正が行われますが、適用初年度については年末調整での適用はできず確定申告が必要となる点は、変更ありません。



インボイス対応の補助金制度について～その②～

前回は引き続きインボイス対応のための変更にかかる費用などの補助金制度をご紹介します。

(2) サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

IT導入補助金には、いくつかのタイプがありますが、インボイスの対応としては、「デジタル化基盤導入タイプ」となり補助額などは下記表のとおりです。

IT導入補助金 (デジタル化基盤導入枠) の「タイプ」の概要

■ デジタル化基盤導入タイプ

- **中小・小規模事業者**に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、**会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用**に加え、**PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用**を支援する。

類型名	令和3年度補正予算 (デジタル化基盤導入枠) (2,001億円の内訳)			【参考】令和元年度補正予算 (通常枠) (3,600億円の内訳)				
	デジタル化基盤導入タイプ			Aタイプ	Bタイプ			
補助額	ITツール ~50万円以下 50万円超~350万円			PC等 ~10万円	レジ等 ~20万円	a. デジタル化基盤導入タイプの対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×参加事業者数、補助率は2/3 (1事業者あたりの補助上限額は、3,000万円 (a)×(b)及び事務費・専門家費)	30万円~150万円未満	150万円~450万円以下
補助率	3/4			2/3	1/2	1/2	1/2	1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (クラウド利用料2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入タイプのみ】事務費・専門家費			ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (クラウド利用料1年分)、導入関連費				

